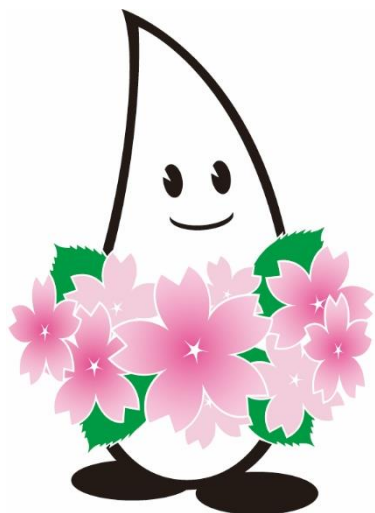


令和8年度版 保育園入園のご案内



伊那市役所 こども政策課 保育係
〒396-8617
伊那市下新田 3050 番地
電話番号 0265-78-4111
(内線 2326)

伊那市のイメージキャラクター イーナちゃん



目 次

1	保育園とは	P2
2	保育の必要性の認定	P2
3	入園申込みに必要な書類等	P3
4	保育を必要とする理由	P4～5
5	保育の必要な時間	P6
6	入園後、家庭状況等に変更があった場合	P7
7	保育時間及び休園日等	P7
8	申し込みから入園までの流れ	P8
9	入園の調整等について	P9
10	保育料算定に必要な書類	P10
11	保育料及び副食費について	P11～15
12	延長保育・休日保育・病児病後児保育等	P16～17
13	保育の内容について	P18～19
14	保育園の給食について	P20
15	日本スポーツ振興センター災害共済給付について	P20
16	園児服について	P21
17	認可保育園一覧	P22
18	よくある質問	P23～24
19	申込書類記入例	P25～31

1 保育園とは

保育園は、保護者が就労や病気などにより児童を保育できない間、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。保育園への入園を希望する場合、次の要件を全て満たす必要があります。

①入園（希望日）時点で伊那市に住民票があり、居住※¹していること。

②保護者の双方が保育を必要とする事由※²のいずれかに該当し、家庭において児童の保育ができないと認められること。（保育の必要性の認定）

集団生活を経験させたい、幼児教育の場として利用したいという理由だけでは入園できません。

※1…里帰り出産等、特別な事情が認められる場合は、P8の広域保育の利用申し込みが可能です。

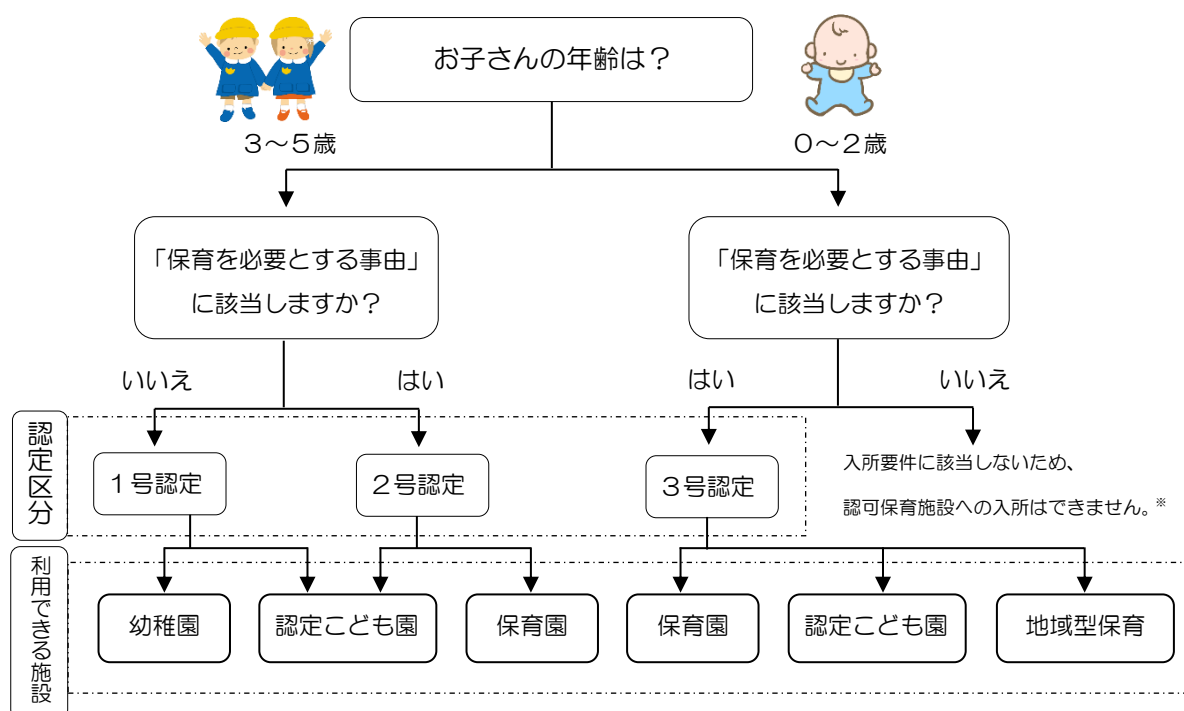
※2…「保育を必要とする事由」はP4～5に記載しています。

2 保育の必要性の認定

保護者からの申請を受け付けた後、市は子ども子育て支援法に基づき、「保育の必要性」や「保育の必要量」「保育所を利用する期間」を認定します。（支給認定）

児童の年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定の3つの区分に分けられ、区分ごとに利用できる施設や時間が異なります。

（1）認定区分と利用できる施設について



※0～2歳児で保育を必要とする理由に該当しない場合は、必要に応じて民間託児や一時預かりなどが利用できます。

詳しくは伊那市ホームページ「伊那市子育てガイドブック」をご覧ください。

（2）各施設について

○幼稚園・・・小学校以降の教育基礎を作るための幼児期の教育を行う施設です。

○認定こども園・・・幼稚園と保育所の機能をあわせ持ちます。

○保育所・・・就労などのために保育できない保護者に代わって保育する施設です。

○地域型保育・・・保育所より少ない人数の単位で、0～2歳児の子どもを保育する事業です。

令和8年度・在籍クラス年齢表

クラス	児童生年月日	クラス	児童生年月日
年長 (5歳児)	令和2年4月2日～令和3年4月1日	2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
年中 (4歳児)	令和3年4月2日～令和4年4月1日	1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
年少 (3歳児)	令和4年4月2日～令和5年4月1日	0歳児	令和7年4月2日～



3 入園申込みに必要な書類等

- (1) 「令和8年度[保育園等入園申込書](#)」及び「入園に関する確認票」
必要箇所をあらかじめ記入及び押印のうえご持参ください。
- (2) 「就労証明書」等、保護者が児童の保育に当たれない状況を証明する書類
保育を必要とする理由や就労の種類などにより、必要となる書類が異なります。
また、保護者以外に親族と同居している場合は、その親族の就労等を確認する書類が必要になる場合があります。(詳細は次ページの表)
- (3) 「おたすね表」
年齢ごとに様式が異なりますのでご注意ください。
- (4) 「伊那市税・料金等口座振替依頼書」
保育料は、原則として口座振替払いとなります。
兄弟姉妹ともに同じ口座からの引き落としになります。
既に上のお子さんについて提出いただいている方は不要ですが、口座を変更する場合はご提出ください。
- (5) 印鑑(口座の届出印)
書類に押印漏れがあった場合に必要になります。
- (6) マイナンバー及び身分を確認できる書類の提示
申込書に記載されたマイナンバーや住所地等が正しいことを確認するため、「マイナンバーカード」又は「マイナンバー通知書と運転免許証等」の提示が必要になります。
別紙「保育園・認定こども園の入園申込にかかるマイナンバーの記載及び身元確認書類添付のお願いについて」をご覧ください。
- (7) 委任状(入園申込書の申請者本人が提出する場合は不要)
受付窓口に来られた方が、入園申込書の申請者ではなく代理者の場合は、申請者から委任された者であることの確認が必要になります。
申請者ご本人が受付窓口に来られる場合は不要です。

4 保育を必要とする事由（保育園に入園できる要件）

保育園へ入園できる児童は、保護者双方が保育を必要とする事由のいずれかに該当し、家庭において児童の保育ができないと認められる必要があります。（保育の必要性の認定）

保育を必要とする事由	条件及び必要書類等
(1) 就労	<条件> <u>月64時間以上の就労を常態としていること。</u> （1日当たり4時間以上、かつ就労日数が週4日以上が目安となります。） 農業の場合は、「出荷していること」「従事者1人について田30aまたは畑20a」「年間就労日数200日以上」が目安となります。 0、1、2歳児クラスについては、内職は認められません。 *育児休業から復帰をされる場合* 入園を希望できる期間の始期は、育児休業復帰予定日のおよそ2週間前からです。 ただし、入園を希望する保育園の未満児保育対象年齢に達していなければ不可。 （例）10月1日（子の1歳の誕生日）から復帰予定の場合 9月17日以降から入園を希望することが可能。 ただし、希望する保育園の未満児保育対象年齢が満1歳の場合は不可。 <提出書類> ①会社勤務の場合・・・就労証明書※¹ 同居の65歳未満の祖父母の方については、勤め先の健康保険被保険者証の写し（国民健康保険・被扶養者を除く）でも可。 ※1 就労証明書は市指定の様式を使用して勤務先が証明後、3か月以内のものに限ります。 ②自営業の場合・・・就労状況申出書 及び 事業を確認できる書類※² ※2（例）「開業届」「営業許可証の写し」「請求書・受注表等の写し」「出荷伝票」「源泉徴収票や就労者の確定申告書（控）の写し」等 ③農業の場合・・・就労状況申出書 及び 出荷伝票の写し等
(2) 出産	<条件> <u>出産予定日の2か月前から出産3か月後の月末までの期間限定の入園</u>となります。 （多胎児は予定日の4か月前から出産6か月後の月末まで。） <提出書類> 母子手帳の写し（保護者氏名と出産予定日が確認できる箇所）
(3) 疾病・障害等	<条件> 保護者が病気あるいは負傷、心身の障害で児童の家庭内保育が困難な場合。 <提出書類> 障害者手帳等の写しや医師の診断書、その他証明書類
(4) 病人等の介護	<条件> 親族等の介護を理由に、児童の家庭内保育が困難な場合。 <提出書類> 介護又は看護の状況の申告及び介護を受ける方の身体障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し、又は医師の証明等確認のできるもの。

保育を必要とする事由	条件及び必要書類等
(5) 災害復旧	<条件> 地震、火災、風水害などに遭いその復旧にあたっていること。 <提出書類> 罹災証明等
(6) 求職活動	<条件> 求職活動を継続的に行っていること。(内定、起業準備を含む) ※入園後3か月以内の就労が要件となり、就労後直ちに「就労証明書」の提出が必要となります。証明書の提出がない場合は、退園していただきます。 <提出書類> なし
(7) 就学	<条件> 職業訓練校や大学等に就学していること。(趣味の講座等は除く。) <提出書類> 学生証の写し 及び 時間割表(カリキュラム)の写し
(8) 育児休業取得中の継続利用	<条件> 育児休業を取得する際、既に保育園等を利用している子どもがおり、継続利用が必要と認められる場合。 ○未満児クラス 以前から就労を理由に入園されており、育児休業取得に伴う継続利用の必要性が認められる場合、育児休業取得後も継続して在園ができます。 (要件がありますので保育係までお問い合わせください。) ○年少クラス以上 クラス定員に余裕がある場合は継続して在園ができます。申込書の保育の実施を必要とする理由は、その他の欄に育児休業の記載をしてください。 <提出書類> 継続利用申請書 及び 育児休業証明書 (年少クラス以上の場合、提出は不要です。)
(9) 虐待やDV	<条件> 虐待やDVのおそれがあり、家庭で養育が困難な場合。 (該当する方は保育係および子育てサポート課へご相談ください。)
(10) その他	<条件> 市長が特別に認めた場合 (3～5歳児クラスに限り、定員に余裕がある場合のみ「0～2歳児を家庭で保育すること」を保育を必要とする理由に認める場合があります。)

*入園の要件に関する書類等の内容に虚偽が発覚した場合、又は入園後に保育の必要性がなくなった場合は退園していただきます。

*入園後に保育を必要とする事由が変更となった場合は変更手続きが必要となります。必要書類を全て揃えて、変更が生じる前月の20日までに在籍園へ提出してください。遡りの変更はできません。

5 保育の必要な時間（保育必要量）

保育必要量は、「最長で保育園を利用することができる時間」です。就労時間等によって次のどちらかの設定になります。

（１）標準時間認定 ＝ 最長で１１時間の保育

保育の必要のある世帯の保護者双方の就労時間がそれぞれ１か月１２０時間以上
（その他、就労証明書等から 8:00～16:00 の範囲外の保育が必要と認められる場合）

← １１時間（利用可能な時間帯＝保育必要量） →			
平日	7:30～ 8:00	原則的な保育時間（８時間） 8:00～16:00	延長保育 （一部の園） 18:30～ 19:00

（２）短時間認定 ＝ 最長で８時間の保育

保育の必要のある世帯の保護者双方又はいずれかの就労時間がそれぞれ１か月１２０時間未満
（認定には最低で１か月６４時間以上の就労が必要（P4 参照））

← 8時間（利用可能な時間帯＝保育必要） →			
平日	延長保育 7:30～ 8:00	原則的な保育時間（8時間） ＝ 利用可能時間帯 8:00～16:00	延長保育 16:00～ 18:30 又は 19:00

【その他特記事項】

- 土曜保育、休日保育は利用時間等が異なります。
- 保育必要量を超える場合は「延長保育」となり、別途料金がかかります。（P16 参照）
延長保育の実施時間は園ごと異なります。
- 保育必要量の認定は上記を原則とし、家庭の事情や勤務時間体系等による特殊なケースについては、国の指針等に基づき認定を行います
- 転職や退職等により年度の途中で保育必要量が変わる場合は、別途申請が必要です。
出産による産前産後の期間経過後は、短時間認定に変更となります。（P7 参照）

6 入園後、家庭状況等に変更があった場合

(1) 家庭状況の変更

仕事を辞めた・変えた、妊娠・出産、引っ越し、結婚・離婚などにより申込時の状況や認定内容（記載内容）が変わる場合は、速やかに「家庭状況変更届」を提出してください。

家庭状況の変更例		必要書類
就労状況 の変更	転職	家庭状況等変更届・就労証明書
	退職	家庭状況等変更届 ※退職から3か月以内に就労していただく必要があります。
妊娠・出産		家庭状況等変更届・母子手帳の写し（保護者氏名と出産予定日が確認できる箇所）
市内転居		家庭状況等変更届
市外転出		退園届

(2) 保育を必要とする事由の変更

保育必要量は月ごとの切替えになり、保育必要量を変更する場合は下記の書類が必要となります。
変更希望月の前月20日までに必要書類を全て揃えて、提出してください。

保育必要量の変更	必要書類
『保育短時間』から『保育標準時間』	家庭状況等変更届 及び 必要性の確認書類 (就労(予定)証明書等)
『保育標準時間』から『保育短時間』	家庭状況等変更届

7 保育時間及び休園日等（私立園については園に直接おたずねください。）

(1) 平日の保育時間

公立保育園は、年間を通じて、月曜日から金曜日の平日は次の時間帯が最長の保育時間です。
なるべく早い時間のお迎えにご協力ください。それ以外の時間は、延長保育になります。

【標準時間認定】 午前7時30分から午後6時30分まで

【短時間認定】 午前8時から午後4時まで

(2) 土曜保育

拠点園での保育となります。保護者の就労等により家庭で保育できない場合に限り保育します。

実施園は認可保育園一覧（P22参照）でご確認ください。

保育時間は8時から12時までで、それ以外の時間は延長保育となります。

(3) 希望保育

土曜日、お盆の期間中及び前後、年度末・年度初めは希望保育となる場合があります。

(4) 慣れ保育

入園後、お子さんが保育園に無理なくなじめるよう慣れ保育があります。

期間は登園日扱いとして10日間、(午前11時の帰宅を5日間、昼食を食べて午後0時30分の帰宅を5日間)実施します。慣れ保育期間の保育料の減額はありません。

(5) 休園日

日曜・祝祭日、及び12月29日から1月3日です。

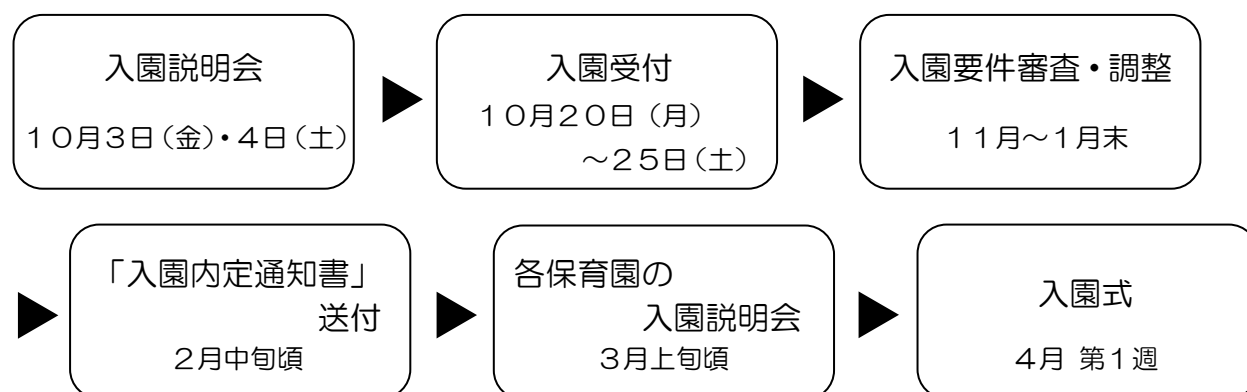
(6) 保育園の見学

自由に見学できますが、園の行事やお散歩の時間などご案内できない場合がありますので、見学をご希望の方は、希望する保育園へ事前にお問い合わせください。

※感染症等の拡大状況等によっては、施設内への立入りを制限する場合があります。

8 申し込みから入園までの流れ

(1) 令和8年4月からの入園予定の場合



- 第1希望の保育園に入れず、第2希望以降を調整する場合は1月末までにご連絡します。
- 10月25日(土)までに申し込み済みの方で、1月末までに連絡のない場合は、第1希望の保育園に入園ができる見込みとお考えください。
- 2月末までに「入園内定通知書」を郵送します。
- 申込みをされた内容が事実と異なる場合は、入園を取り消すことがあります。
- 必要書類が揃っていない場合は選考ができませんので、漏れなくご用意ください。

(2) 年度途中からの入園予定の場合

基本的には、4月からの入園の場合と同様の流れとなりますが、「入園内定通知書」の送付以降の日程が異なる場合があります。入園式はありません。

(3) 広域保育について

住所地の市区町村の保育園に入園していただくことが原則となりますが、里帰り出産等特別な事情が認められる場合に限り、広域保育の申請が可能です。事前にご相談ください。

【伊那市の方が伊那市外の保育園への入園を希望する場合】

(ア) 2・3号認定の場合

延長保育の時間等、お子さんの負担を考慮し、希望する保育園の所在する市区町村との協議を経てから決定します。申込書類の提出及び基本保育料の納付先は伊那市になりますが、市区町村によって申込み締切日等が異なりますので、事前に入所希望保育園のある市区町村へお問い合わせの上お越しください。

(イ) 1号認定の場合

入園決定は施設で行いますので、直接各園へお問合せください。

【伊那市外の方が伊那市内の保育園への入園を希望される場合】

住所地の市区町村へお申込みください。



9 入園の調整等について

- (1) 入園希望が定員を上回る場合は、第2、第3希望の保育園に入園、または空き待ちをしていただくことがあります。
- (2) 入園の選考(調整)は、申込書類をもとに審査を行います。定員を超えて申し込みがあった場合は、調整基準に基づき「入園の必要度」が高い順に入園を決定します。

保育への入園調整基準

- ① 保育を必要とする度合いの高い児童であるかどうか。
- ② 入園希望児童の兄、姉がすでに在園している児童であるかどうか。
お子さんが3人以上いる世帯(多子世帯)であるかどうか。
- ③ 延長保育、未満児保育等が児童に必要であるかどうか。
- ④ 保育料低階層世帯であるかどうか。
- ⑤ 保育士等の資格があり、入園後伊那市内の保育園(私立を含む)へ勤務する意志があるかどうか。
(原則フルタイム勤務) → 「保育士優先調整に関する届出書」の提出が必要

※申込児の兄弟姉妹である在園児・卒園児の保育料が滞納となっている場合は、入園内定が保留されることがあります。

- (3) 希望及び申し出があった園以外では入園の調整は行いません。

*近年、未満児クラスにおいては、第一希望園への入園が大変厳しい状況となっています。入園(通園)可能な園をできるだけ多く希望してください。

希望園が4つ以上ある場合は、受付の際に係員へお申し出ください。

- (4) 入園の解除について

次のような場合には保育園を退園していただきます。

- (ア) 保育の実施要件を満たさなくなった場合
- (イ) 保育の実施期間が終了した場合
- (ウ) 入園後、集団生活に支障をきたした場合
- (エ) 虚偽の申請の事実が判明した場合
- (オ) 伊那市外へ転出した場合



10 保育料算定に必要な書類（父母及び家計の主宰者についてご用意ください。）

（１）「マイナンバーカード」又は「マイナンバー通知書」をお持ちの方

保育園等入園申込書表面に父・母及びお子さんのマイナンバーをご記入ください。

マイナンバーによる情報連携により以下の書類の提出を省略することができます。

（２）「マイナンバーカード」又は「マイナンバー通知書」をお持ちでない方

令和7年1月2日以降に伊那市に転入された場合、又は単身赴任等で父または母の住民票が伊那市にない場合で上記マイナンバーに関する書類をお持ちでない方は、マイナンバーによる情報連携ができないため、保育料算定のために以下の書類が必要となります。

令和8年1月2日以降に伊那市に転入される方で、4月から8月の間に入園される場合は、下記の表①、②の両方について書類の提出が必要です。

※確定申告をされた方（自営業の方を含む）は、別途書類の提出が必要となりますので、保育係にお問い合わせください。

		① 令和8年4月から8月分の保育料	② 令和8年9月から令和9年3月分の保育料
書類提出が必要な方		<u>令和7年1月1日時点で伊那市に住民票がない方</u>	<u>令和8年1月1日時点で伊那市に住民票がない方</u>
保育料算定に必要な情報		令和7年度市町村民税額	令和8年度市町村民税額
必要な書類	国内にお住まいだった場合	令和6年分の所得・課税証明書 （令和7年1月1日の住所地の市区町村役場で発行） 又は 令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書 （勤務先を通じて令和7年5～6月頃に配布）	令和7年分の所得・課税証明書 （令和8年1月1日の住所地の市区町村役場で令和8年6月頃発行） 又は 令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書 （勤務先を通じて令和8年5～6月頃に配布）
	海外にお住まいだった場合	国内給与、海外給与を合算した 令和6年分給与支払い証明書 （社会保険料控除額付記）	国内給与、海外給与を合算した 令和7年分給与支払い証明書 （社会保険料控除額付記）

1 1 保育料及び副食費について

保 育 料

3歳未満のお子さんは、父母の所得に応じて保育料がかかります。年少（3歳児）クラスから年長（5歳児）クラスまでのお子さんの保育料は無料です。（延長保育料などは別途がかかります。）

（１）保育料の金額

- ① 基本保育料は、令和7年10月現在基本保育料一覧（P14参照）のとおりです。当該年度の4月1日現在の年齢により、年度中の保育料を決定します。
- ② 保育料の算定基礎となる税額は、両親（両親に一定の収入がない場合は家計の主宰者）の市町村民税額を合算したものです。
※家計の主宰者とは、その家庭を維持していくために中心になって収入を得ている者のこと。
- ③ 保育料の基準となる市町村民税額は、税額控除（住宅借入金等特別控除、配当控除等）前の金額です。
- ④ 令和8年4月から8月までの保育料は、令和7年度市町村民税額により算定し、4月中旬に通知いたします。
- ⑤ 令和8年9月から令和9年3月までの保育料は、令和8年度市町村民税により算定し、9月中旬に通知いたします。

＜おおよその保育料の出し方＞

父・母の税額控除前所得割額を合算し料金表にあてはめると、おおよその保育料がわかります。

（住民税が給料天引の方は、勤務先から5月頃に配布される下記の書類をご確認ください。）

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)														
所得	給与収入			主たる給与所得以外の合計	所得区分	給与所得	山林所得	雑所得	配当所得	譲渡所得	雑所得	雑所得	雑所得	雑所得
所得	給与所得			所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分
所得	その他の所得計			所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分
総所得金額①														
所得	雑損			雑損	雑損	雑損	雑損	雑損	雑損	雑損	雑損	雑損	雑損	雑損
所得	医療費			医療費	医療費	医療費	医療費	医療費	医療費	医療費	医療費	医療費	医療費	医療費
所得	社会保険料			社会保険料	社会保険料	社会保険料	社会保険料	社会保険料	社会保険料	社会保険料	社会保険料	社会保険料	社会保険料	社会保険料
所得	小規模企業共済			小規模企業共済	小規模企業共済	小規模企業共済	小規模企業共済	小規模企業共済	小規模企業共済	小規模企業共済	小規模企業共済	小規模企業共済	小規模企業共済	小規模企業共済
所得	生命保険料			生命保険料	生命保険料	生命保険料	生命保険料	生命保険料	生命保険料	生命保険料	生命保険料	生命保険料	生命保険料	生命保険料
所得	地震保険料			地震保険料	地震保険料	地震保険料	地震保険料	地震保険料	地震保険料	地震保険料	地震保険料	地震保険料	地震保険料	地震保険料
所得	所得控除合計②			所得控除合計②	所得控除合計②	所得控除合計②	所得控除合計②	所得控除合計②	所得控除合計②	所得控除合計②	所得控除合計②	所得控除合計②	所得控除合計②	所得控除合計②
除	●65歳以上の方の公的年金に係る市町村・県民税（住民税）は、給与から天引（特別徴収）することができません。別途、6月に納税通知書をお送りしますのでご確認ください。													

税額控除前所得割額	
市	税額控除前所得割額③
市	所得割額④
市	均等割額⑤
市	税額控除前所得割額⑥
市	税額控除額⑦
市	所得割額⑧
市	均等割額⑨
市	特別徴収税額⑩
市	控除不足額⑪
市	既充当額⑫
市	既納付額⑬
市	差引前金額⑭(⑬-⑫)
市	変更前税額⑮
市	増減額⑯(⑮-⑭)
市	変更月

（２）納付方法

- ① 保育料は、特別な事情がない限り口座振替でお願いします。
〔口座振替日〕
 - ・当月分を当月末日に引き落としします（12月は25日）。
 - ・引き落とし日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日となります。
 - ・引き落としができなかった場合は、翌月の10日頃に再引き落としします。
- ② 毎月の残高の確認をお願いします。引き落とし当日の入金は引き落としができない場合がありますので、必ず前日までに入金してください。

〔特別な事情で現金納付を希望される方〕

- ・ 保育園を経由し納付書をお届けしますので、金融機関等で納付してください。

〔口座振替および納付書納付のできる金融機関等〕

八十二銀行 長野銀行（R 8.1～八十二長野銀行） アルプス中央信用金庫
上伊那農業協同組合 長野県信用組合 長野県労働金庫 ゆうちょ銀行
コンビニエンスストア（納付書納付のみ）

- ③ 督促や催告によってもなお保育料を納付されないときは、財産や給与などの差し押さえ、連帯保証人への請求等を行う場合があります。

（３）保育料の減額・免除(国基準)

- ① 父と母（父母の所得がない場合は家計の主宰者）の市町村民税所得割の合算額が 57,700円未満の世帯は、保護者と生計を一にする（*1）子から数えて第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料は無料になります。
- （*1）「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。たとえば、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとしします。
- ② 父と母（父母に所得がない場合は家計の主宰者）の市町村民税所得割の合算額が 77,101円未満の要保護世帯等（*2）は、保護者と生計を一にする子から数えて第1子の園児を料金表一覧の別表の額、第2子以降の園児は無料となります。
- （*2）「ひとり親世帯」、「在宅障害児（者）のいる世帯」、「その他の世帯」を示します。
- ③ 2人以上同時に保育園に通園する場合は、2人目にあたる園児は半額に、3人目以降にあたる園児は無料になります。（①、②対象の世帯は除く）
- ④ 幼稚園等（*3）へ入所又は利用をしている就学前の兄弟姉妹がある場合、保育園に在園する園児が2人目にあたる園児は半額に、3人目以降にあたる園児は無料になります。
- （*3）幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援
- ⑤ 「生活保護法による被保護世帯」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」の保育料は免除となります。
- ⑥ 延長保育料は2人目以降が減額になる特例はありません。ただし、ひとり親世帯は半額となります。
- ⑦ 園児本人の病気・けがによる理由で保育園を休んだ場合に限り、申請により、25日以上欠席の場合は月額保育料の100%減額、11日以上欠席の場合は50%減額になります。翌月に連続する欠席の場合でも該当になりますので、保育園にご相談ください。

【伊那市独自の保育料軽減措置について】

軽減措置 ①

市町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯【(3-2) (4-2) (5-2) の階層世帯】

年齢・在園等に関係なく、保護者と生計を一にする子から数えて第1子の保育料は半額、第2子以降については保育料が無料となります。

軽減措置 ②

市町村民税所得割額 57,700 円以上の世帯【(6-2) から(15-2)までの階層世帯】

年齢・在園等に関係なく、保護者と生計を一にする子から数えて第2子の保育料は半額、第3子以降については保育料が無料となります。

軽減措置 ③

令和8年4月から8月までの場合

入園児が、保護者と生計を一にする子から数えて第1子、第2子の場合で、平成21年1月2日から令和6年12月31日までに生まれたお子さんが3人以上いる世帯
みなし年少扶養の廃止に伴う多子世帯の保育料負担の増加に対応するため、次のとおりお子さんの人数に応じた軽減をします。

ア 3人の場合	保育料の階層を2階層下げた金額とします。
イ 4人の場合	// 3階層下げた金額とします。
ウ 5人以上の場合	// 4階層下げた金額とします。

計算上階層が負数となる場合や第1階層となる場合がありますが、階層の下限は第2階層となります。

■必要な手続きについて

原則お手続きは必要ありません。利用契約決定通知書にて保育料をご確認ください。

なお、生計を一にしているが、世帯が別のお子さんがある場合、別途必要な手続きがありますのでこども政策課保育係へお問合せください。

副 食 費

伊那市では、令和5年度から3歳以上児の副食費は無償としています。

令和4年度までは、1,500 円/月を市が負担し保護者負担を軽減したところですが、令和5年度からはさらなる負担軽減のため、副食費の全額を市が負担しています。

基本保育料(副食費)一覧

(令和7年10月時点)

(月 額)

階層	定 義			保育料(副食費)月額(円)			
				短時間認定		標準時間認定	
				3歳未満児 クラス	3歳以上児 クラス	3歳未満児 クラス	3歳以上児 クラス
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0	0 (0)	0	0 (0)
2*	市町村民税	市町村民税 非課税	非課税世帯	0	0 (0)	0	0 (0)
3*		所得割非課税	均等割のみの 世帯	10,000	0 (0)	11,000	0 (0)
4*		世帯の 所得割額	48,600円未満	12,000	0 (0)	13,000	0 (0)
5*			48,600円以上 57,700円未満	14,000	0 (0)	15,000	0 (0)
6*			57,700円以上 66,500円未満	16,000	0 (0)	17,000	0 (0)
7*			66,500円以上 77,101円未満	18,000	0 (0)	19,000	0 (0)
8			77,101円以上 97,000円未満	21,000	0 (0)	22,000	0 (0)
9			97,000円以上 122,200円未満	27,000	0 (0)	28,000	0 (0)
10			122,200円以上 148,000円未満	28,000	0 (0)	29,000	0 (0)
11			148,000円以上 169,000円未満	29,000	0 (0)	30,000	0 (0)
12			169,000円以上 220,500円未満	31,000	0 (0)	32,000	0 (0)
13			220,500円以上 301,000円未満	33,000	0 (0)	34,000	0 (0)
14			301,000円以上 397,000円未満	35,000	0 (0)	36,000	0 (0)
15			397,000円以上	37,000	0 (0)	38,000	0 (0)

注1：()内は副食費の額です。令和5年度より、市独自の軽減として3歳以上児の副食費は無償です。

注2：私立園の場合、3歳児から5歳児まで主食費等は自己負担となる場合があります。

注3：階層の「*」について

利用契約決定通知書の表記については、要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、生活保護世帯）は階層〇ー1、それ以外は階層〇ー2と表示しています。

基本保育料(副食費)一覧 別表

(令和7年10月時点)

(月 額)

市町村民税所得割額が77,101円未満の要保護世帯等【(3-1) (4-1) (5-1) (6-1) (7-1)の階層世帯】の金額です。

階層	定 義			保育料(副食費)月額(円)			
				短時間認定		標準時間認定	
				3歳未満児 クラス	3歳以上児 クラス	3歳未満児 クラス	3歳以上児 クラス
2	市町村民税	市町村民税 非課税	非課税世帯	0	0 (0)	0	0 (0)
3		所得割非課税	均等割のみの 世帯	3,000	0 (0)	4,000	0 (0)
4		世帯の 所得割額	48,600円未満	3,000	0 (0)	4,000	0 (0)
5			48,600円以上 57,700円未満	3,000	0 (0)	4,000	0 (0)
6			57,700円以上 66,500円未満	3,000	0 (0)	4,000	0 (0)
7			66,500円以上 77,101円未満	3,000	0 (0)	4,000	0 (0)

注1：()内は副食費の額です。令和5年度より、市独自の軽減として3歳以上児の副食費は無償です。

注2：私立園の場合、3歳児から5歳児まで主食費等は自己負担となる場合があります。

注3：階層の「*」について
利用契約決定通知書の表記については、要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、生活保護世帯）は階層〇ー1、それ以外は階層〇ー2と表示しています。

12 延長保育・休日保育・病児病後児保育等

認定時間を超えた保育、病気のお子さんを預けたいときに利用できる制度は次のとおりです。

(1) 延長保育

保護者の勤務時間や通勤時間等により、通常の保育時間内の送迎ができない場合は、保育時間を延長してお預かりします。延長保育実施園および延長時間は認可保育園一覧（P22参照）をご覧ください。なお、公立保育園では、新規入園児の延長保育は慣れ保育終了後から開始になります。

《利用方法》 在籍する保育園に「[延長保育申込書](#)」を提出してください。

《料 金》 保育料とは別に月単位の延長保育料がかかります（下記参照）。
日割り計算はありませんが、利用回数の少ない方は臨時利用（1日単位の利用）もできます。（私立園については園に直接おたずねください。）
※開始申請後利用の有無に関わらず毎月の料金が発生します。
中止申請は提出のあった月から反映します。

① 月ぎめ利用の場合 （料金は表のとおり）

（月額）	利用時間	未満児	幼児
平日	朝・夕30分あたり	1,000円	500円
土曜日	朝（7:30～8:00）	750円	370円
	夕（12:00～16:00）	1,500円	750円
	夕（12:00～17:00）	2,000円	1,000円
	夕（12:00～18:00）	2,500円	1,250円
	夕（12:00～19:00）	3,000円	1,500円

② 臨時利用 （1日単位の利用） 平日 30分 200円、土曜日 30分 250円
※臨時利用料は3か月分をまとめて翌月の延長保育料に上乗せして請求します。
（請求月）7月・10月・1月・3月

③ 土曜保育 保護者の就労等のため土曜日に家庭で保育できない場合に限り保育します。
事前に利用登録が必要となり、基本保育の8:00*～12:00を超える利用については、①のとおり延長保育料がかかります。
（利用登録後利用の有無に関わらず料金が発生します。）

(2) 休日保育

保護者の就労等のため休日に家庭で保育できない場合に限り保育します。（事前登録必須）

《実 施 園》 上の原保育園

《対象児童の年齢》 満1歳以上

《実施日》 日曜・祝祭日（12月29日から1月3日は除く。）

《実施時間》 [標準時間認定] 午前7時30分から午後6時30分

[短時間認定] 午前8時から午後4時まで

平日の延長保育を申し込んでいる場合は、希望により延長保育も実施します。

《申込み先》 在籍する保育園

《料 金》 1時間あたり（年度初め4月1日現在の年齢ごと）

0歳児 600円／1歳児 500円／2歳児 400円／3歳児以上 300円

※利用日前後1週間以内に振り替えて平日に児童を休ませた場合料金はかかりません。

(3) 病児病後児保育

病気療養中及び病気回復期のお子さんを保育します。(最長連続7日間) 事前に利用登録の上、必要に応じて利用の申し込みをしていただきます。利用時には、別途医師の連絡票が必要になります。(感染症の拡大状況によって受け入れを制限する場合があります。)

《実施場所》

伊那中央病院、上伊那生協病院(箕輪町)、まえやま内科胃腸科クリニック(駒ヶ根市)、のどかクリニック(飯島町)

《対象児童の年齢》 満1歳から小学6年生のお子さん

《実施日時》

保育園開園日(土曜日および診療所休診日は除く。)の午前8時から午後5時30分
(上伊那生協病院は午後6時まで/まえやま内科胃腸科クリニック、のどかクリニックは土曜日も開園)

《申し込み先》 ことば政策課保育係(各園に提出いただいても結構です。)

《料 金》 無料(在園児以外は有料)

(4) 一時的保育

保護者の急病、学校の行事、育児疲れ解消等の理由により、一時的に家庭保育ができない場合にお預かりし保育します。(利用上限日数は、1か月に12日です。)

※原則市内に住所のある方又は市内にご実家のある方のみの利用となります。

《対 象》 保育園等に入園していない満1歳以上の児童。※¹

《実施園》 (公立) 上の原保育園、竜南保育園、高遠保育園

(私立) 伊那保育園、つくしんぼ保育園、認定こども園 伊那緑ヶ丘幼稚園、
緑ヶ丘敬愛幼稚園、天使幼稚園、山の遊び舎はらぺこ

《実施日等》 保育園の開園日、開園時間内。(土、日曜日、祝日は実施しません。)

《利用方法》 (公立) 上の原保育園にお申し込みください。

(私立) 各園へお申し込みください。

《料 金》 1時間あたり (年度初め4月1日現在の年齢ごと)

0歳児 600円/1歳児 500円/2歳児 400円/3歳児以上 300円

※1つくしんぼ保育園、認定こども園では1歳未満児もお預かりできる場合があります。

*公立の場合、上記の金額以外に昼食を希望する場合は、主食20円、副食150円、おやつを希望する場合は午前25円、午後50円かかります。(私立の場合は各園にお問い合わせください。)

*つくしんぼ保育園の利用料金は1時間あたり(未満児)900円、(幼児)600円です。

*山の遊び舎はらぺこの利用料金は直接園へお問合せください。

1.3 保育の内容について

保 育 目 標

『生きる力のある子ども』

のびのびと遊ぶ
相手を思いやる
身近な自然に親しむ
自分の思いを言葉で伝えられる
意欲的に取り組む



各年齢の目標

- | | |
|--------------|--|
| 0・1 歳児「あまえる」 | 保育士と一緒に安心して生活します。 |
| 2 歳児「めばえる」 | 友だちとぶつかり合いながら、保育士を仲立ちとしてつながりをつくっていきます。 |
| 3 歳児「なれる」 | 保育士や友だちと一緒に、好きな遊びを十分楽しめます。 |
| 4 歳児「たぐわえる」 | 友だちとイメージを共有しながら遊びを広げていきます。 |
| 5 歳児「たかまる」 | 友だちと協力しながら、遊びを創っていきます。 |



遊び

自然・物・人と関わり
たっぶり遊んで心と体
を育てます。

がるがるっこ

食育／読育／木育／
体作り／交流

生活

友達と生活しながら、
生活リズムや生活習慣
を身に付けます。



小学校

- ・相互参観
- ・給食交流
- ・交流保育
- ・保小連絡会



地域

- ・育児相談
- ・未就園児とのふれあい保育（2歳児対象）
- ・地域（園開放、園庭開放）
- ・高齢者や小中高大学生との交流



関係機関

- ・子育てサポート課
- ・児童発達支援センター
小鳩園
- ・子育て支援センター
- ・こども政策課
- ・保健師

*** 保育園での一日の生活の流れ ***

	登園・降園	0・1・2 歳児	3・4・5 歳児
7:30	開園・登園	● 朝延長（標準保育）	● 朝延長（標準保育）
8:00	朝延長（標準保育）	おはよう	おはよう
8:30	登園	自由あそび	自由あそび
		・ 戸外遊び	・ 戸外遊び
9:00		● 室内遊び	● 散歩
9:30		● おやつ	● 室内遊び
		・ 散歩・戸外遊び	・ 絵本の読み聞かせ
10:00		・ 室内遊び	・ 制作
			など
11:10		● 昼食準備	●
11:20		● 昼食	●
12:00			● 昼食準備
12:30		●	● 昼食 歯磨き
13:00		● 午睡	● 着替え
			● 午睡
14:30			
		● 午睡終了	● 午睡終了
15:00		●	●
		おやつ	おやつ
15:30		● 降園準備	● 降園準備
			歌・絵本など
16:00	降園	さようなら	さようなら
	夕延長（標準保育）	夕延長（標準保育）	夕延長（標準保育）
	できる限り 早い時間に降園		
18:30			



★午睡について

0 歳児～4 歳児は一年中午睡を行っていますが、5 歳児については秋～冬頃終了予定としています。
どのクラスも午睡の必要性を伝えながら、その日の体調により眠れない子については、一人ひとりの状態をみて配慮します。

1.4 保育園の給食について

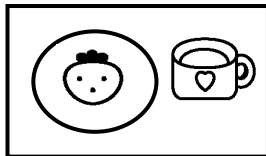
(1) 保育園給食の目標

- ① バランスのよい食事で健やかな成長や健康の増進をはかります。
- ② 様々な味との出会いで味覚を育てます。
- ③ 友達とのかかわりの中で、望ましい食習慣やマナーを身につけます。
- ④ みんなと一緒に楽しい食事を通し、豊かな心を育てます。

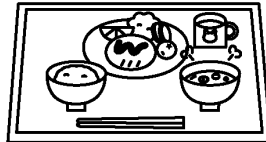


(2) 保育園で一日に食べる量

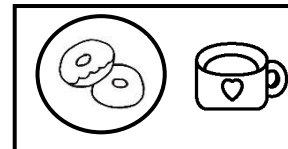
- ・3歳未満児（1日の食事摂取基準のおよそ50%）



午前のおやつ

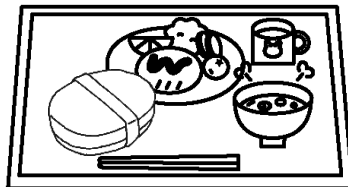


昼食

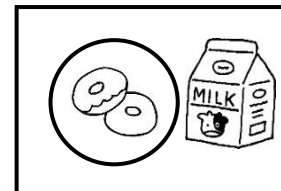


午後のおやつ

- ・3歳以上児（1日の食事摂取基準のおよそ40%）



昼食



午後のおやつ

(3) お弁当に詰めるご飯の量・・・3歳児（年少）の目安量は100gです

3歳児（年少）以上のお子さんのご飯は、家から持参になります。普段おうちで食べている量をお弁当箱に詰め、担任やお子さんと話をしながら、量の調節をお願いします。

(4) 食物アレルギーと保育園の給食について

食物アレルギーをお持ちのお子さんの給食は、医師の指示書（伊那市保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表）をご提出いただき、その指示内容に従って原因となる食品の除去等を行います。

献立表を事前にお渡しし、ご家庭と連絡をとりながら対応させていただきますが、献立によっては除去が困難な場合もあります。代替品をご持参いただくことがありますので、ご理解ご協力をお願いします。

1.5 日本スポーツ振興センター災害共済給付について

保育中または登園、降園中の負傷、疾病、障害又は死亡に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金給付を行う制度です。

経費を国、保育園の設置者及び保護者の三者が負担する互助共済制度ですが、保護者掛け金分は市が負担します。給付金は福祉医療との調整のうえ支給されます。



16 園児服について

(私立保育園については保育園に直接おたずねください。)

○ 下記店舗で購入できます。

店 名	住 所	電 話	駐 車 場
大十呉服店	坂下区入舟町 3328	72-3015	セントラルパーク（通り町）をご利用ください。
なかむら衣料	西箕輪大萱 7986	72-0479	店の前 10 台
橋爪ふとん店	西春近沢渡 5241	78-5631	店の前2台、道反対側数台
森本洋品店	西高遠 1704	94-2026	店の左右数台
カミリ	西高遠 1640	94-2027	店の前 5 台

○ 価 格（税込）

3L サイズまで 夏服 3,100円 冬服 3,900円

※3Lより大きいサイズの価格は各店舗へお問い合わせください。



17 認可保育園一覧

番号	保育園名	定員	未満児 保 育	延長保育	土曜保育 実施園	郵便番号	地 番	地 区	電話番号 (局番0265)
1	竜北保育園	110	満1歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		396-0023	山寺1499番地7	山寺区前橋町	72-4630
2	竜西保育園	120	8ヶ月～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～19:00	○	396-0025	荒井4408番地2	荒井区上荒井	72-6210
3	竜南保育園	90	満1歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		396-0026	西町6328番地1	西町区沢	72-5324
4	伊那西部保育園 (平成24年度～休園)	60				396-0032	小沢7788番地3	小沢区中小沢	73-4032
5	竜東保育園	220	満1歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30	○	396-0014	狐島4255番地2	狐島区東	72-4415
6	伊那北保育園	120	満1歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～19:00		396-0005	野底7913番地	野底区第一	78-2942
7	上の原保育園	200	2か月～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～19:00		396-0008	上の原6066番地	上の原区	72-0577
8	富県保育園	90	満1歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		396-0621	富県6562番地1	富県北福地区	72-5494
9	新山保育園	40	満1歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		396-0621	富県523番地1	富県北新区	72-5492
10	美篤保育園	150	満1歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30	○	396-0111	美篤5437番地2	美篤中県区	72-6060
11	美篤西部保育園	120	満1歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		396-0111	美篤9598番地	美篤下川手区	78-2306
12	手良保育園	80	満1歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		396-0003	手良野口253番地	手良野口区	78-3070
13	東春近保育園	150	満1歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30	○	399-4432	東春近932番地	東春近中組区	72-5837
14	西箕輪保育園	170	満1歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		399-4501	西箕輪3900番地138	西箕輪大萱	78-3402
15	西箕輪南部保育園	60	満1歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		399-4501	西箕輪5044番地	西箕輪上戸区	73-4033
16	西春近北保育園	120	満1歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		399-4431	西春近199番地	西春近小出一区	72-3263
17	西春近南保育園	90	満1歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		399-4431	西春近7518番地6	西春近表木区	72-3264
18	高遠保育園	120	6か月～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～19:00	○	396-0215	高遠町小原442番地	高遠町 小原下常会	94-2209
19	高遠第2・第3保育園	45	1歳 6か月～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		396-0301	高遠町藤沢2255番地	高遠町藤澤 荒町	96-2102
20	長谷保育園	60	満1歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30		396-0402	長谷溝口1317番地	長谷溝口	98-2291
21	私立 伊那保育園	60	満1歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:30	～15:00	396-0023	山寺3187番地	山寺区	72-3486
22	私立 つくしんぼ保育園	60	2か月～	朝 7:00 ～ 8:00 夕 16:00～19:00	○	396-0022	御園587番地2	御園区中部	78-4157

※1 伊那西部保育園は、入園希望者数によって開園する場合があります。

※2 公立園の土曜保育実施園について、毎年見直しをします。利用状況により年度途中での見直しもあります。

認定こども園一覧

23	私立 伊那緑ヶ丘幼稚園	117	6か月～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～19:00	～12:30	396-0026	西町7227番地2439	西町区	76-0033
24	私立 緑ヶ丘敬愛幼稚園	111	6か月～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～19:00	～12:30	396-0014	狐島3950番地	狐島区南	76-0035
25	私立 緑ヶ丘敬愛幼稚園 分園（R8.4～）	21	6か月～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～19:00	～12:30	396-0014	狐島3614番地	狐島区南	76-0035
26	私立 天使幼稚園	105	満1歳～	朝 7:30 ～ 8:00 夕 16:00～18:00		396-0022	御園877番地1	御園区白山	72-4860
27	私立 山の遊び舎はらぺこ	23	2歳児～	要相談		399-4432	手良中坪1452番地	手良中坪	76-3341

家庭的保育事業一覧

28	私立 はらぺこもりの ぺこちゃん	4	6か月～	要相談		399-4432	手良中坪1452番地	手良中坪	76-3341
----	---------------------	---	------	-----	--	----------	------------	------	---------

※1 詳細は、直接お問い合わせください。

18 よくある質問

① 申込みに関すること

Q1	入園の調整は先着順でしょうか。
A1	先着順ではなく、保育園入園のご案内9ページの保育園への入園調整基準に基づき、入園の必要度が高い順に調整します。
Q2	出産予定ですが、まだ生まれていない子どもの申込みはできますか。
A2	お申込み可能です。氏名欄等記載できない箇所は空欄で構いません。入園希望日は出産予定日に基づいて記載してください。又、出生後は速やかにこども政策課保育係へご連絡ください。
Q3	年度途中での入園を希望していますが、いつ頃申し込めばよいでしょうか。
A3	毎年行われる一斉申し込み(前年の10月頃)でお申し込みください。定員に余裕があれば一斉申し込み後の申し込みも受け付けます。入園をご希望の方はこども政策課保育係の窓口へお越しください。(教育認定をご希望の方は直接園へお問い合わせください。)
Q4	就労予定ですが、申込時点で就労証明書を提出することができません。
A4	10月の一斉申し込みの時点で就労証明書をご準備いただけない場合は求職活動の要件でお申し込みください。
Q5	伊那市へ転入予定で保育園の入園を検討しています。どのような手続きが必要でしょうか。
A5	入園申し込み書類(3ページに記載)をご提出いただきます。転入前のお申し込みもできますので、申し込み書類に必要事項をご記入の上、ご提出ください。
Q6	子どもからみた祖父母等と同居していますが、世帯も生計も別になっています。その場合も申込書の同居の家族の欄に記載が必要でしょうか。
A6	記載が必要です。
Q7	伊那市外の保育園に申し込むことはできますか。
A7	里帰り出産など、特別な事情が認められる場合に申し込むことが可能です。事前にご相談ください。
Q8	仕事の都合上、申込書保護者氏名欄に記載の保護者(例：父)が入園申込みにいけません。代理のもの(例：母または親族)が申請することは可能でしょうか。
A8	可能です。その場合は委任状と、保護者本人の番号確認書類及び代理人の身元確認書類が必要となります。別添「保育園・認定こども園の入園申込にかかるマイナンバーの記載及び身元確認書類添付のお願いについて」をご確認ください。
Q9	これから起業予定のため、事業を証明する書類がありません。
A9	申請の時点で事業を証明する書類をご用意いただけない場合は求職活動の要件でお申し込みください。開業届など事業を証明する書類のご用意ができましたら速やかにご提出ください。
Q10	子の1歳の誕生日から職場復帰予定ですが、その前に慣らし保育はできますか。
A10	復帰予定日のおよそ2週間前から慣らし保育ができますが、入園を希望する保育園の未満児保育対象年齢(22ページに記載)に達していなければなりません。(質問の場合、未満児保育対象年齢が満1歳からの園では不可)



② 保育料に関すること

Q1	就労の関係で月途中からの入園を希望しています。保育料は満額支払わなければならないのでしょうか。
A1	月途中の入退園の場合、日割軽減の対象となります。
Q2	私立保育園・認定こども園への入園を希望しています。保育料の支払いはどうなりますか。
A2	私立保育園の保育料は伊那市で、認定こども園の保育料は各施設で徴収します。給食費は施設ごとの徴収となります。
Q3	公立保育園と私立保育園・認定こども園では保育料は異なりますか。
A3	保育料に違いはありません。基本保育料の一覧(保育園入園のご案内 14~15 ページに記載)のとおりです。給食費は主食費の有無や認定によって異なる場合がありますので、事前にご希望の園へご確認ください。
Q4	離婚してひとり親になりました。保育料は無料になりますか。
A4	保育料は親(親に一定の収入がない場合は家計の主宰者)の市町村民税額により算定されるため、ひとり親家庭でも保育料が無料になるとは限りません。

③ 入園後に関すること

Q1	就労を要件として入園したが、病気になり仕事を辞めることになりました。どのような手続きが必要でしょうか。
A1	保育を必要とする要件が「就労」から「病気・負傷・心身の障害等」に変わるため、診断書などの医師証明書類及び家庭状況変更届をご提出ください。
Q2	就労時間が変わり、短時間認定の16時までの迎えに間に合わなくなりました。標準時間認定への変更は可能でしょうか。
A2	新たに就労証明書をご提出いただき、勤務時間や通勤時間を確認の上、再度保育時間を認定します。認定の変更は月ごとの切り替えとなりますので、変更をご希望の場合は前月中に必要書類をご提出ください。(詳細は7ページに記載)
Q3	入園後、退職しました。保育園はやめなければいけないのでしょうか。
A3	お仕事を探されるということであれば、「求職活動」の要件で引き続き3ヶ月在園いただけます。その他4~5ページに記載の保育を必要とする理由に該当しない場合は退園となります。
Q4	入園後、転出することになりました。どのような手続きが必要でしょうか。
A4	伊那市に住民票がなくなった時点で退園となります。退園届をご提出ください。又、ご事情により転出後も伊那市の保育園に引き続き在園希望の場合は転出前に必ずこども政策課保育係へご相談ください。
Q5	保育料の支払いを納付書払いから口座振替に変更したいです。
A5	口座振替依頼書の申請が必要になります。指定金融機関または市役所こども政策課保育係へお申し出ください。



19 申込書類記入例

様式第1号（第5条関係）

令和8年度 保育園等入園申込書

申込日 令和7年10月21日

〔兼施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼児童台帳〕

（宛先）伊那市長

保育園等の入園について次のとおり申し込みます。

保護者氏名（申請者・納付義務者）

※署名または記名・押印 **伊那 太郎**

転入前の住所 (令和7年1月以降転入の方)		都道 市区 町 村 府県 郡		から 年 月 日 転入(予定)		
住所 伊那市 下新田3050番地 (携帯電話 父) 080-1234-5678 (携帯電話 母) 090-1234-5678 電話 78-4111		〔行政区 区 町 組〕 平成 令和 4年4月3日生 年齢 3歳				
ふりがな 伊那 いーな 児童氏名 伊那 イーナ		男 女		障害者手帳の有無 有り・無し		
児童 個人番号 (マイナンバー)		母 個人番号 (マイナンバー)				
入園を希望する保育園等		第1希望 竜東保育 園(理由) 家から近いため 8時30分～16時00分(7.5時間)希望 第2希望 美鷲西部保育 園(理由) 家から近いため 8時30分～16時00分(7.5時間)希望 第3希望 上の原保育 園(理由) 勤務先から近いため 8時30分～16時00分(7.5時間)希望				
保育の実施を希望する期間		令和 8 年 4 月 1 日 から 就学前まで ・ 令和 年 月 日まで				
利用希望曜日(利用希望曜日に○をする。)		月 火 水 木 金 土 日				
保護者及び同居の家族	ふりがな 氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	勤務先・学校・保育園等	勤務先等電話番号
	伊那 太郎	父	H4.5.6	33	いなし(株)	00-0000
	伊那 洋子	母	H5.3.23	32	〇〇病院	00-0000
	伊那 イーナ	兄	H30.7.13	6	〇〇小学校	00-0000
	伊那 勘太郎	祖父	S36.8.1	64	有限会社 いなし	〇〇
	伊那 竜子	祖母	S35.1.20	65	〇〇	〇〇
令和8年4月1日現在の状況を記入してください。						
第1希望に入園できないとき		1. 第2・第3希望で良い。 2. 第1希望の園を空き待ちする。				
第3希望までの園に入園できないとき		1. 希望園以外に空きがあれば検討する。 2. 第1～3希望の園を空き待ちする。				
保育の実施を必要とする理由		■保護者ごとに該当する番号を記入してください。(父母及び同居している65歳未満の祖父母) 父〔1〕 1 居宅外労働(常勤・パート・農業・自営) 5 病人等の介護 母〔1〕 ☑育児休業を取得中である(父・母) 6 家庭の災害等 祖父〔1〕 2 居宅内労働(内職・自営) 7 求職中 祖母〔1〕 3 母親の出産(予定日 年 月 日) 8 就学中〔 〕 4 病気、負傷、心身の障害等 9 その他〔 〕				

※「家庭状況調査票」、「入園に関する確認票」を、併せて提出してください。この申込書及び添付書類等により得られた個人情報は、伊那市個人情報保護条例に基づき、入園選考、内定保育園等への情報提供及び保育料算定のためにのみ使用します

担当課記入	入園決定 園 実施期間 令和 年 月 日 ～ 就学前まで ・ 令和 年 月 日まで
	認定時間 短時間認定 ・ 標準時間認定 □データ処理 月 日
	□支給認定証 月 日 □利用者負担額決定通知書 月 日

家庭状況調査票

1 同居以外のきょうだい

入園希望の児童と同居していない兄・姉の有無（該当に○で囲んでください。）（有り・**無し**）
 保育料算定に必要なため、「有」に○をした場合は、下記に記入してください。

ふりがな 氏 名	生年月日（年齢）	申込児 との続柄	住 所	勤務先・学校（園）等
	・ ・ （ 歳）			
	・ ・ （ 歳）			

2 祖父母の状況

	氏 名	年齢	同居・別居	住 所	電 話
父方	祖父 伊那 勘太郎	64	同居 別居	伊那市下新田3050	00-0000
	祖母 伊那 竜子	65	同居 別居	〃	00-0000
母方	祖父 高遠 井月	68	同居 別居	伊那市高遠町西高遠810-1	00-0000
	祖母 高遠 美和	65	同居 別居	〃	00-0000

3 農業経営の状況

- * 出荷していること、従事者1人について田30aまたは畑20a年間就労日数200日以上が目安です。
- * 出荷伝票等の事業を確認できる書類を添付してください。
- * 就労状況申出書を添付してください。（児童の父母のみ）

児童の父母が該当する場合は、別添の
就労状況申出書を添付してください。
出荷伝票等の事業を確認できる書類を
添付してください。（日付の新しいもの）

区分	経営内容	出荷量	区分
水田	水稻 a	俵	畑
果樹園	品目 a	箱	家畜
			頭
農業従事者の状況 年間農業従事日数 使用人数 人 父 日 ・ 母 日 ・ 祖父 日 ・ 祖母 日			

4 自家経営の状況

- * 就労時間の基準は、1日当たり概ね4時間以上、かつ就労日数が週4日以上です。（1か月64時間以上）
- * 事業を確認できる書類を添付してください。
- * 就労状況申出書を添付してください。（児童の父母のみ）

事業名（商店・会社名）				児童の父母が該当する場合、就労状況 申出書を添付してください。 併せて事業を確認できる書類を添付 してください。（詳細は4ページ）					
所在地									
事業内容（具体的に）									
使用人数		人	休日		曜日				
	月従事日数		1日の従事時間						
父	日	午前・午後	時	分	～	午前・午後	時	分	時間
母	日	午前・午後	時	分	～	午前・午後	時	分	時間
祖父	日	午前・午後	時	分	～	午前・午後	時	分	時間
祖母	日	午前・午後	時	分	～	午前・午後	時	分	時間

5 出産・病気・介護等の状況

以下の項目は該当する場合のみ
記入してください。

- (1) 「母親の出産」が理由の方 出産予定日 令和 年 月 日 ※母子手帳確認者サイン
※ 提出の際母子手帳を持参、又は予定日のページのコピーを添付してください。

- (2) 「病気、負傷、心身の障害等」が理由の方（父母及び同居している 65 歳未満の祖父母）
身体障害者手帳等の写しが用意できない場合は、医師等の証明を下記に得てください。

証 明 書	
氏名	生年月日 S.H . . (児童との続柄)
傷病名	
☐ 加療期間	年 月 日～ 年 月 日
☐ 児童保育の可否	可 ・ 否
上記のとおり相違ないことを証明します。	
令和 年 月 日	
医療機関名	医師等氏名
※署名または記名・押印	

- (3) 「病人等の介護」が理由の方（父母及び同居している 65 歳未満の祖父母）

① 介護の状況について

介護が必要な方の氏名	(児童との続柄)
介護が必要な方の住所	1 同 居 2 別 居 住所
介護に当たる時間等	① 毎 日 平均 時間 時～ 時 ② 週 日 平均 時間 時～ 時
介護を必要とする理由	傷病名 身体障害者手帳 種 級 特別児童扶養手当 級 療育手帳 級 介護保険被保険者証要介護度 その他 []
介護を必要とする期間	令和 年 月まで
介護内容	該当するものにチェックをしてください。 ☐ 食事の介助 ☐ 衣服の着脱 ☐ 入浴 ☐ 排泄 ☐ 送迎 ☐ その他 []

② 介護が必要な方の証明

身体障害者手帳等の写しが用意できない場合は、医師等の証明を下記に得てください。

証 明 書	
氏名	生年月日 T. S. H. R . .
傷病名	
☐ 加療期間	年 月 日～ 年 月 日 ☐ 介護の要否 要 ・ 否
上記のとおり相違ないことを証明します。	
令和 年 月 日	
医療機関名	医師等氏名
※署名または記名・押印	

6 就労の状況 （父母及び同居している 65 歳未満の祖父母について就労証明が必要です。）

児童の父母は、別紙「就労証明書」を添付してください。

同居している 65 歳未満の児童の祖父母は、下記該当箇所に証明を得てください。

- * 就労時間の基準は、1 日当たり概ね 4 時間以上、かつ就労日数が週 4 日以上です。（1 か月 64 時間以上）
- * 0.1.2 歳児クラスについては、内職は認められません。
- * （祖父母のみ）本人の健康保険被保険者証の写し（国民健康保険・被扶養者を除く）を添付した場合は、勤務先からの証明を省略することができます。

児童との続柄	祖父	氏名	伊那 勘太郎	通勤時間	片 道	15 分
仕 事 の 内 容	事務		雇用形態	正社員・臨時・嘱託・パート・ 内職・派遣社員 その他（ ）		
就 業 時 間	9 時 週 5 日 勤務	採用年月日	平成 8 年 4 月 1 日			
		雇用予定期間	令和 年 月 まで（更新あり・なし）定年まで			
（あて先）伊那市長 上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 住 所 電話番号 00-0000 会社名・事業主名等						

児童との続柄	祖母	氏名		通勤時間	片 道	分
仕 事 の 内 容			雇用形態	正社員・臨時・嘱託・パート・ 内職・派遣社員 その他（ ）		
就 業 時 間	時 ~ 時 週 日 勤務	採用年月日	年 月 日			
		雇用予定期間	令和 年 月 まで（更新あり・なし）定年まで			
（あて先）伊那市長 上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 住 所 電話番号 会社名・事業主名等						

保険証添付欄	
--------	--

入園に関する確認票

※すべての事項をご一読の上、口にチェックを入れてください。

誓約事項

☒ 保育園等の入園決定を受けた後は、保育園等の規定を守り、保育料等は責任を持って期限内に納付します。

承諾事項

☒ 第1希望園が集中した場合は、第2希望以下の園へ入園、または空き待ちをしていただく場合があります。

☒ 一斉申込に関しては、期限内に提出いただいた書類および申込み状況に基づき、入園調整を行います。

期限後の変更等の申し出は原則できません。

☒ 一斉申込の利用調整結果は書面で通知します。期限後の結果については、希望園に空きが生じた場合のみ、電話で連絡いたします。

☒ 申込事項が事実と異なる場合は、入園承諾を取り消されても異議ありません。

☒ 保育の必要性を認定できない場合は、退園となります。

(例)「求職活動」の要件で入園申込をしたが、入園後3か月以内に「就労証明書」の提出がない場合。

☒ 入所理由が「母親の出産」の場合は、出産予定日の2か月前から出産3か月後の月末までの入園となります。

(多胎児は予定日の4か月前から出産6か月後の月末まで。)

産後の体調不良等、考慮すべき事情がある場合は、こども政策課までご相談ください。

☒ 家庭状況に変更が生じる場合、変更予定月の前月20日までに必要書類を全て用意の上、提出してください。

配慮すべき事情がある場合を除き、原則、さかのぼりの変更受付はできません。

☒ 保育料に係る世帯の階層認定を行うにあたり、保育事務担当者が私の家族、世帯の課税台帳及び生活保護、母子父子、障害に係る台帳を確認すること、また、税の申告及び税資料の提出がない場合は、最高階層で保育料を算定することを承諾します。

☒ 伊那市が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間、下記児童が加入することを承諾します。

上記事項について了承し、保育施設の入所申込を行います。

児童氏名 伊那 イーナ 生年月日 令和 4 年 4 月 3 日

父の署名 伊那 太郎 伊那 印 母の署名 伊那 洋子 伊那 印

連帯保証人

今回入園申請する児童の保育料等について、保護者が完納することを保証します。万一滞納したときは、私が責任をもって納付します。

令和 7 年 10 月 21 日

連帯保証人氏名 高遠 美和 高遠 印 生年月日 昭和 35 年 7 月 1 日

保護者との続柄 母

郵便番号 396-0292

住 所 伊那市高遠町西高遠 810 番地 1

昼間連絡のつく電話番号 090-0000-△△△△

* 連帯保証人は、同居の親族以外の成人で、市税等の滞納のない方をお願いします。

就労証明書

お勤め先で記入いただくものです。
下記枠内以外は必ずお勤め先の方に記入をお願いしてください。

就労証明書

宛

証明日

西暦

年

月

日

事業所名

代表者名

所在地

電話番号

担当者名

記載者連絡先

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	
	本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間(無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間(固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間(変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年 月 年月 年 月 年月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 年 月 日 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 年 月 日 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 年 月 日 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

保護者の方にご記入いただく欄になります。

就労状況申出書（自営・農業の方はこちらを使用）

就労状況申出書
（自営業・農業等を営まれている方）

伊那市長 殿

令和 年 月 日

就労者氏名 _____

住所 _____

事業形態	本人が経営 ・ 配偶者が経営 ・ 親族が経営 ・ その他（ ）
仕事の内容	
所得税等に関する申告	① 確定申告（又は予定） ② 源泉徴収されている（又は予定） ③ 住民税申告（又は予定）

保育園利用希望時間帯について就労状況を記入してください。

保育園利用希望時間 _____ 時 分～ _____ 時 分

次のア、イについて該当に○をしてください。

- ア) すでに就労している ・ 就労予定
→ 就労予定の場合でも【現状】欄に生活状況、【入園後】欄に予定状況を記入してください。
- イ) 上記ア)で、すでに就労している方のみ
就労状況が現状と入園後の状況が 異なる ・ 同じ
→ 異なる場合には、【現状】欄と【入園後】欄をそれぞれ記入してください。
同じ場合は、【現状】欄のみ記入してください。

【現状】 記入例は、すでに就労しており利用希望時間 8時30分～17時までの場合

	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	
記入例			← 同伴就労				休憩	←	育児・家事					→
父														
母														

【入園後】



	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	
記入例		送り	← 就労				休憩	←	就労			お迎え		
父														
母														

	父	母
休日	曜日	曜日
月就労日数	日	日
月合計就労時間	時間	時間

※事業が確認できる書類と合わせてご提出ください。